

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立中央病院長が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 岩手県立中央病院 医事業務委託 診療情報管理業務
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立中央病院

2 入札参加資格

次のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 岩手県内の病院で医事業務（受付、会計、入院、外来および診療報酬請求事務）の提供を行った実績があること。
- (6) 入札日から直近一年間に公正取引委員会から違反事業者として公表されていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、この説明書に示した入札参加資格を有することを証明する書類として、次の書類（以下「申請書等」という。）を令和7年1月10日（金）午後3時までの平日の午前9時から午後5時までの間に15（3）アの場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

- ア 「入札参加資格審査申請書」（別紙「様式1」）
- イ 「病院の医事業務に関する履行実績証明書」（別紙「様式2」）
- ウ 「誓約書」（別紙「様式3」）

ただし、岩手県医療局の履行実績については、当該証明書の提出を要しないものとする。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された申請書等の審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は、令和7年1月17日（金）午後3時までにメールにより通知する。

- (4) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

- (1) 本件入札に対して質問がある場合には、「質問書」（別紙「様式3」）により、令和7年1月10日（金）

午後3時までに岩手県立中央病院長へFAXにて申し出ることができる。

(2) 回答は、入札参加が認められる者に対して全ての回答を令和7年1月17日(金)午後3時までにFAXおよびメールにより通知する。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名(「岩手県立中央病院長」とする)

(6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年1月28日(火) 午前9時20分

場所 郵便番号020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎 医療局5階会議室

(1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札金額の100分の110に相当する額の100分の3以上の額を入札前に納付すること。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 入札保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、県に帰属する。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年1月17日(金)午後3時までにメールにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札書は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 事業者の会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 公正取引委員会から違反業者として公表されていないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部または一部を免除する。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、県に帰属する。

(4) 契約書の条項は、別添「契約書」による。

15 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。

(2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

ア 入札事務担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎 岩手県医療局医事企画課企画指導担当
電話番号 019-629-6334

イ 契約事務担当

〒020-0066 岩手県盛岡市上田1丁目4番1号 岩手県立中央病院 医事経営課医務係
電話番号 019-653-1151